

修繕作業仕様書

1. 件 名

沖縄県立宮古病院 CT-1冷却塔充填材取替修繕

2. 目 的

熱源設備の冷却能力を正常に維持し、重要な医療機器および院内環境の安定稼働を確保するため。充填材の経年劣化に伴う設備トラブル・機能停止リスクを未然に排除する予防保全として実施する。

3. 実施場所

沖縄県立宮古病院

4. 履行期限

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

5. 機器構成及び作業内容等

(1) 対象機器及び作業内容

① 冷却塔充填材取替作業

- イ. 作業前状態確認及び取替準備
- ロ. 冷却塔関連電源遮断及び運転停止確認作業（ファン・ポンプ等）
- ハ. 冷却塔ブローダウン（水抜き）作業
- ニ. 既設充填材撤去作業
- ホ. 冷却塔内部清掃及び機器状態確認作業
- ヘ. 新設充填材組込・設置作業
- ト. 各取付箇所確認作業（2名体制にて指差し確認）※隙間、ズレ、固定状態等
- チ. 冷却水注水及び関連電源復電作業
- リ. 試運転及び調整確認作業（水漏れ、異音、振動等の確認）

(2) その他

- イ. 当該機器が正常に運転できるよう機器の調整をすること。
- ロ. 作業により発生する廃棄物等は法令に準じて処理を行うものとする。
（マニフェスト提出等）

6. 関連工事等

なし

7. 安全対策

本契約の実施にあたっては、労働基準法及び労働安全衛生法、その他関係諸法令を尊重し、就業者に対して常にこれを徹底させるとともに、安全作業に対する十分な対策を行い、安全責任者を定めてこれを管理することとする。また、第三者に危害及び迷惑を及ぼさないよう万全の措置をとるものとする。

8. 契約書

別添修繕契約書のとおり

9. 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

イ. 沖縄県立宮古病院を被保険者とする契約保証保険契約（契約額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出したとき。

ロ. 契約相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

10. 提出書類等

（1）契約後、速やかに次の事項を含む施工計画書を作成し提出すること。

（工事工程表、現場組織表、緊急時の体制及び対応、その他必要事項）

（2）工事完了後は、完了届および写真付きの日報を提出すること。また、廃棄物の処理証明書等を適宜提出すること。

※上記（1）（2）以外の書類の提出を求める場合がある。

11. 中間検査

作業完了後では容易に検査できない部分については、その都度監督職員の検査を受け、これに合格してのち次に進むものとする。

12. 竣工検査

作業完了後は発注者の検査を受け合格しなければならない。

13. 検収

前項の検査に合格したうえ、総合的な作動試験等を行い、機能的にも良好であることを確認して検収とする。

14. 障害支援体制

（1）障害時において復旧の対応が可能なこと。

（2）土曜日、日曜日及び祝祭日を除く平日8時30分～17時00分について問い合わせ受付可能であること。

15. 搬入設置条件

（1）機器の搬入、取替、配線、調整については本院と調整を行い、そのスケジュールに従い完了すること。

（2）機器の搬入、取替等の工事、調整に際してはこれに必要な養生を行い、建物等破損した場合は直ちに補修すること。

（3）当該機器が有効に稼働するために必要な工事（搬入、据付）及び材料等については工事

業者の負担により行うこと。ただし、作業に必要な軽微な光熱水は本院から供給する。

また、電気工具使用時は、漏電遮断器付きコンセント等を使用し、漏電事故等の発生を防止する。

- (4) 作業にあたり既存装置、機材などで不要になるものについては、納入者の負担で撤去、廃棄を行うこと。その行程は法律に照らしながら責任を持って行うこと。

16. 機器取付工事後の調整

本機器が有効に運転するために必要な調整について、納入者の負担により責任を持って行うこと。

17. 保守点検体制

- (1) 検収後 1 年間、今回の取替部品に発生した故障は無償で保証すること。
- (2) 本機器に必要な消耗品及び故障時の部品について、安定供給が確保されていること。
- (3) メンテナンス体制を明確にすること。

18. 一括再委託の禁止等

- (1) 契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (3) 競争入札指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせてはならない。
- (4) 契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による本院の承認を得なければならない。

別紙 1

(1) 契約時提出する書類

	書 類	規格	部数	備 考
1	着手届		1	
2	工程表		1	

(3) 完成時に提出する書類

	書 類	規格	部数	備 考
1	完成通知書	A 4	1	
2	引渡書	A 4	1	
3	請求書	A 4	1	検査合格后

(3) 完成図書

	書 類	規格	部数	備 考
1	作業写真	—	1	A 4 サイズに整理して提出
2	試験結果報告書	A 4	1	A 4 サイズに整理して提出